

# 児童養護施設における児童間性的暴力への対応 ～事実確認ガイドに関する研究～

篠原 拓弥

## 第1章 研究の背景と目的

### 第1節 児童養護施設における暴力の現状

児童養護施設とは、児童福祉法第41条（注1）に規定されているように、児童の安定した生活を確保すべき施設であるが、施設内暴力によって児童の安全で安心できる環境が失われている施設も少なくない。児童養護施設における暴力は、「職員から児童への暴力、児童から職員への暴力、児童間の暴力の3種」に分類される（田嶋, 2011）。

まずは、職員から児童への暴力についてである。千葉県の子童養護施設「恩寵園」では、「子どもを乾燥機に入れて回した」「子どもを裸にして池に浸けた」「死んだ鶏をベッドに入れ、一緒に寝かせた」など、職員による児童虐待が日常的に行われていた。他に「身体的な暴力のほかに男性指導員による入所児童への性的暴力」も行われており（田嶋, 2011）、恩寵園が日常的に暴力の存在する環境であったと考えられる。また他の施設では、「おねしょ」をした児童を長時間にわたり立たせ、立たされた児童が最も多い部屋の部屋長（上級生）は、職員から体罰を受けるという厳しい連帯責任のシステムをとっていた。このような環境で暮らしていた子どもたちは集団で児童相談所に逃げ込み、助けを求めたこともある。しかし、児童相談所等は、子どもたちを元の施設に帰し、園長への簡単な指導だけで済ませるといった不十分な対応を行い、再び、子どもたちは職員からの暴力を受けることとなった。

1997年「恩寵園の子どもたちを支える会」が住民訴訟を起こし、1999年には、施設内暴力を告発するテレビ報道がされた。これ以降、施設内虐待がメディアでも取り上げられるようになり、一般国民の関心事となった。このような背景を元に、施設内虐待を発見した者の通告義務、都道府県等の措置等の規定を盛り込んだ児童福祉法改正が行われた。具体的には、以下の通りである。

児童福祉法第33条の12において「被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第33条の14第1項若しくは第2項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない」と、職員から児童への暴力を発見した者の通告義務について規定している。

また、同法第33条の14第1項で「都道府県は、第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第3項若しくは次条第1項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認

めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする」とされており、施設内で職員からの暴力を受けたと思われる児童を発見した者による通告や、暴力を受けた児童からの届け出があった場合、都道府県が責任を持って、事実確認を行わなければならないと定められており、職員から児童への暴力については一定の取り組みがされている。

次に、児童から職員への暴力である。児童から職員への暴力は、「ボスである男子高校生が、小中学生が見ている中で男性職員をボコボコにした後、『おまえ、来週までに辞める、まだおったらぶっ殺すぞ』と言い放った」（田嶋, 2011）という事例や、他に居室で酒盛りをしていた児童を注意した職員に、威圧的な態度で一升瓶を割って見せるといった事例もあった。また暴行だけではなく、入所児童による職員の殺人事件や殺人未遂事件（注2）も過去にはある。

酒井ら（2009）による調査では、児童から職員への暴力について、「殴る」「蹴る」といった直接的な暴力も挙げられるが、児童間暴力に比べると「暴言」等の「身体的に直接的なものではないものの、子ども自身の怒りを間接的に（言葉・物を介して）表現する」という特徴を見出した。児童から職員への暴力の背景には、児童の抱える生きづらさから生じる怒りや不満を職員にぶつけていること、「この人なら許される」という「試し行動」であること等がある。しかし、このような児童から職員への暴力によって、職員が力の強い児童を敬遠する、児童の機嫌を損ねないように顔色を窺うといったことも考えられ、結果として、児童－職員間の適切な援助関係が崩れることも少なくない。職員が児童からの暴力にさらされる時には、他の職員と連携をして対応することもでき、また施設を辞めるという選択もできるが、児童間暴力については、児童養護施設という生活の場で行われるため、被害児童は加害児童が退所するまで耐え続けなければならない。

先行研究、実践報告から児童間暴力には以下のような具体例があった。

年長児童から年少児童へ「部屋が散らかっている」等何らかの理由をつけて、みぞおちを殴るなどの暴力や男子中学生4名が就寝中の小学校低学年、幼稚園の女兒を起こし、じゃんけんをさせ勝った者が負けた者を殴るように命令するという「暴力の王様ゲーム」が行われていた。

他の施設では「落下傘」（横川, 2012）と呼ばれる暴力が存在していた。「落下傘」とは、押し入れ上段から仰向けに寝かした児童の腹をめがけて飛び降りるというものである。このような児童間暴力は、職員の死角で行われ、またあざが職員に見つからないように、服で隠れる部分に暴行を加えるという周到さが見受けられる。

クリスティーン・バーター（2009）は、児童間暴力を「身体的な接触暴力、身体的な非接触暴力、性的暴力、言葉の暴力」の4種に分類しており、性的暴力については「合意によらない行為で、年長児による虐待的で、かつ性的でもある行為は、性的暴力として独立して分類している。性的暴力の例としては、

『陰部を見せる』、性的攻撃（少女の胸をつかむなど）、レイプする、不適切な身体接触、不快をもたらす性的身振りやコメントがある」と説明している。このように性的暴力は1つのカテゴリーとして捉えられており、他の暴力とは区別して考える必要がある。児童養護施設が子どもたちの安心できる場であるためにも、児童から職員への暴力への対応についても考える必要はあるが、本研究では児童間暴力、特に児童間性的暴力に焦点を当てる。

児童間暴力が職員の死角で行われることが多いと前述したが、一般的に性的暴力は他の暴力と比べても潜在化する傾向にある。外傷が少ないということだけではなく、被害児童は加害児童に口止めされ、被害児童自身の罪償感、加害児童が普段は仲の良い兄のような存在だった場合に「被害を告白することでこれまでの生活を壊してしまうのではないか」、「職員がこれまで通り愛してくれないのではないか」などと考え、職員に被害を告白することができない。「けんかやいじめなどの問題行動と異なり、性的問題行動に職員が気づき対処を行った際には問題の程度が深刻なものとなってしまうこともめずらしくない」（八木・岡本, 2012）と言われているように、性的暴力事案が発覚した際には、これまでも性的暴力が何度も行われ、被害を受けた児童が複数いる場合や、加害児童も年少時には被害を受けていたという事例も少なくない。

筆者が2013年6月に行ったA市内B児童養護施設の職員へのインタビューの中で児童間性的暴力が認められた（篠原, 2013 卒業論文）。B施設は、男女混合縦割りの小舎制で、夜間は宿直職員1名が2つのホームを見るという体制をとっていた。宿直職員が1つのホームで仮眠をすると、もう一方のホームが職員不在の状況となり、そこで中学生から年少児への身体的暴力が行われるという状況だった。被害児童の傷に気付いた職員が聞き取りを行うことで、事案が発覚し、警察も介入する事態となった。暴力事案以降、深夜の巡回を強化し、児童の居室を見て回っていたところ、小学6年女児が泣きながら、下半身を露出させたまま立っており、その場で事実確認をするも女児は何もしゃべらなかったため、すぐに場所を移動し、安心できる環境を整え、話を聞くと、中学3年男児から性的暴力を受けたことが発覚し、当該児童への聞き取りにより、6ヶ月間にわたり、7.8回の性交渉が行われていたことが判明した。

インタビュー対象者は、性的暴力について「いきなり出るわけではなく、水面下ではあったようだ」「ことが重すぎて、対応できなかった」と発言したように、一部の児童養護施設には潜在化された性的暴力が存在し、それが表面化した際に、施設全体が混乱し、運営自体が危うい状態になる。

また、事案発生時に施設全体が混乱する要因の1つとして職員において「児童が性的暴力事案を起こす可能性がある」という認識が薄いことが考えられる。そのような場合、予想外の性的暴力事案が発生した際、戸惑いや混乱のために適切な対応ができず、加害児童を「悪者」として捉え、措置変更することで事案解決とみなされることも少なくない。しかし、被害者は、将来加害者になる可能性もあり、当該児童へのアセスメント、施設システムのアセスメントを正

確に行い対応しなければ施設から児童間性的暴力をなくすことはできず、結果として、施設内に性的暴力が潜在化し、顕在化した時には、施設全体が危機的な状況になるのではないだろうか。

現在、児童養護施設では児童間暴力によって存続が危ぶまれている施設もあり、特に児童間性的暴力によって深刻な事態が生じている。その理由について、杉山・海野（2009）は、「施設内で繰り返される虐待がもはや覆うことができないうままでに蔓延しているからである。なかんずく性的虐待の連鎖である」と述べている。さらに、児童養護施設における児童間暴力は、学校でのいじめと比べると児童の居住の場で行われるため「逃げ場」がなく、虐待を理由に入所した児童にとって安心できるはずの施設でも暴力にさらされることは、トラウマの再現である。

児童養護施設内の性的暴力について、八木・岡本（2012）によると、「異性間、同性間を問わず、支配・被支配の構図や、暴力の一環として性加害が行われる場合も見受けられる」と述べているように、年長児が年少児に対して性器を舐めさせる、性器を触るなどの行為は、性という道具を使った力の誇示であり、自分より力の弱い者を支配することで欲求を満たしていると考えられる。先行研究によると、このような性的暴力の加害児童は年少時に年長者から性的暴力を受けていた場合が多いと言われている（木全，2010、八木・岡本，2012、田島，2011）。被害を受けて育ち、加害児童が退所するまで我慢し、溜めこんだ思いを自分より力の弱い年少者に向け、性的暴力を加えるという性的虐待の連鎖がこのような児童養護施設には生じている。また過去に性的被害を受けた児童は、「無意識のうちに他者を誘惑してしまうことにより性的被害を受けやすい」ことも、性的暴力の連鎖が長期的に続く、1つの要因となっている（八木・岡本，2012）。

児童養護施設では多くの男女が生活を共にするため、性的な刺激も多く、性的虐待を受け、性化行動を起こしやすくなっている児童が性化行動を起こすことは不思議なことではない。また、「障害を持つ子どもの中には、性への不適切な認知によって、性的事故を起こしてしまう子もいる」（中山，2011）とあり、児童本人が無意識の中で被害者もしくは加害者になる可能性がある。児童養護施設において児童間性的暴力事案が発生した際、経験の浅い職員の多くは、「児童が性的暴力事案を起こす可能性がある」との認識が薄く、戸惑いが生じ、対応が不十分になると前述したが、事案発生直後の対応を経験豊富な職員のみ任すことになれば、一部の職員に負担が偏ることとなる。

また、事案発生直後には「何があったのか」という事実を正確に把握することが必要である。当該児童を今後の支援につなげるために、初期的な事実確認が重要であるが、経験豊富な職員の勘や経験に頼った事実確認では十分とは言えないのではないだろうか。したがって、職員の経験年数に関係なく、発見者である職員が事実と向き合い、当該児童に対して適切な事実確認を行うことが肝要である。

注1 「保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする」（児童福祉法第41条 1947年法律第164号）

#### 注2 2002/10/06 殺人事件

愛知県の児童自立支援施設で、職員が少年4人に絞殺された事件で、少年らは「園内の食事は味の薄い和食ばかりで、外に出ていつもと違うものを食べたかった」と供述していることが、同県警非行集団対策課と春日井署の調べで5日、わかった。園内の生活は私服の着用も禁じられるなど規律が厳しく、県警は、少年らがこうした環境から逃れようとして短絡的な犯行にはしったものとみている。

関係者によると、園では、逃走防止のため、昼はジャージ、夜はパジャマの着用が義務づけられ、私服の着用は禁じられている。運動靴も、夜は鍵のかかるロッカーに保管されるなど、園生は厳しい管理下に置かれていた。

少年らは、少年鑑別所に移送されるといううわさを聞いて犯行を決行したことがわかっているが、「園以上に管理が厳しい鑑別所には、絶対に行きたくなかった」と供述しているという。

県警は5日、犯行に加わった4人のうち、中学3年生の少年（14）ら3人を、強盗殺人の疑いで名古屋地検に送検した。中学1年生の少年（12）と、便乗して逃走した2年生（13）の2人は、同日までに名古屋市内の少年鑑別所に移送された。

(<http://gyakutai.yogo-shisetsu.info/cgi-bin/report/aichi-gakuen/diary.cgi>)

#### 2006/06/18 殺人未遂事件

神奈川県警は十七日、殺人未遂の疑いで、県内の児童養護施設に入所する高校一年の男子生徒（16）を逮捕した。調べでは男子生徒は同日午前四時十五分ごろ、自分が入所する児童養護施設の宿直室で、就寝中だった男性職員（31）の近くに重さ約二十キロの岩を投げつけた。さらに、目を覚ましたこの職員の顔を、用意していた文化包丁（刃渡り約十七センチ）で切りつけて殺害しようとした疑い。職員は約三週間の軽傷を負った。調べに対して、男子生徒は「死ぬかもしれないが、やっつけてやろうと思った」と話しているというが、詳しい動機については供述していない。投げた岩は事前に近くの海岸から運び込んでいた。同県警によると、事件が起きた施設には、家庭内の事情で、家族と一緒に暮らせない二―十八歳の子ども計五十八人が生活している。男子生徒は2003年12月から入所していたという。施設側は「本件には一切何も答えられない」と話している。

(<http://gyakutai.yogo-shisetsu.info/cgi-bin/ybbs/gyakutai-ybbs.cgi?mode=past&log=16&page=140&bl=1&list=> )

## 第2節 事実確認の必要性

これまで児童養護施設における児童間暴力については、「児童養護施設職員の専門性や児童自身が持つ行動上の問題」とみなされる傾向にあった（遠藤，2015）。しかし、それだけではなく、施設内システムが暴力を誘発している可能性もあるため、児童養護施設における児童間性的暴力への対応については、図1に示したサイクルで取り組む必要がある。

具体的には、児童養護施設職員は、まず危機対応を行う。次に、児童間性的暴力を児童の特性による問題としてとらえるのではなく、施設内システムが性的暴力を誘発している可能性があるという視点から、施設内システムの課題の早期発見に努める。最後に、その課題を踏まえ、性教育等の予防的取り組みを行う。このように、危機対応・早期発見・予防は連続的な支援であり、切り離して考えることはできない。現在、児童間性的暴力が発生している施設もあり、現実的に予防的取り組みから始めることはできないため、本論文では危機対応に焦点を当てる。

図2では、予防、早期発見、危機対応の各プロセスにおいて、重要視される要素を図示している。例えば、予防においては、「パーソナルスペースを確保する」「施設のシステムを見直す」「児童の生活を構造化する」、早期発見においては、「全児童へのアンケート調査を行う」「個別的な面接を行う」といった「介入的アプローチ」が重要である。また、危機対応においても、「安全確保」や「トラウマケア」等の対応があるが、これ

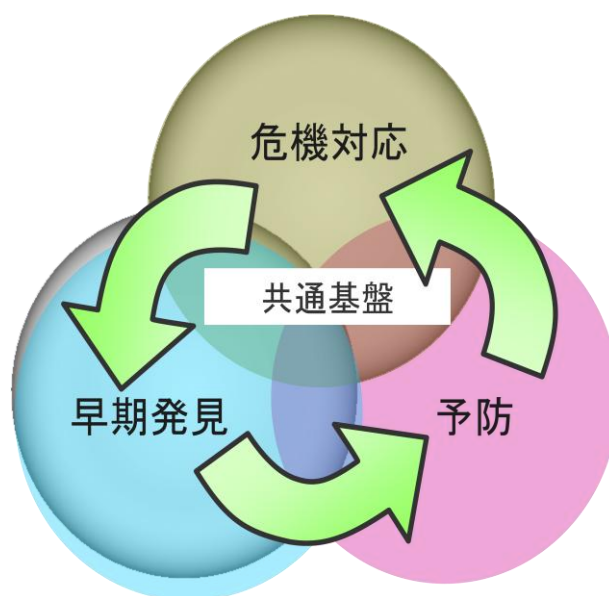


図1 遠藤洋二，2015.2，日本児童養護実践学会  
研究発表資料

領域	予防	早期発見	危機対応
児童	被害児	性教育	安全確保 トラウマケア
	加害児	意図的、計画的支援	事実認定 暴力対応プログラム
	他児	生活の構造化 個別面接 通報システム	ヒアリング調査 事情説明
職員	担当者	共通基盤 情報共有	組織的対応
	他職員	研修	主体的関与
	管理者	権限委任 意思決定プロセス	(リスク)マネジメント ガバナンス 意思決定
施設(組織)	パーソナルスペース 重層的組織 施設構造	生活場面	集団的逸脱予防
関係機関	外部からの評価(モニタリング) 支持的介入		主体的関与

図2 遠藤洋二，2015.2，日本児童養護実践学会  
研究発表資料

らの対応を行うには、まず事実確認を正確に行う必要がある。

少年審判において事実認定は、「要保護性の認定や保護処分の決定の前提である」（荒木，1997）ため、少年の処遇を決定するためには、まず事実を明らかにすることが重要である。

また、遠藤（2012）によると、児童相談所における事実認定において、「児童相談所はこれまでに行ってきた行政機関なりの事実認定について、強化する必要があるものの、司法機関における事実認定とは違ったものとして確立させればよい」とある。児童相談所では、児童虐待等の対応において介入するための根拠となる事実を正確に把握する必要があり、「その端緒となった事案が『あったか、なかったか』を明らかにすること」が求められている（遠藤，2012）。

事実とは「問題の姿と所在を示すものであり、また、問題を解決していくうえでの出発点や基礎になるもの」（飯田，2012）であり、家庭裁判所や児童相談所にとっては、公的権限を行使するための根拠となるという側面と、対人援助を開始する出発点という2つの側面がある。

遠藤（2012）によると「『事実』（症状や問題行動といった表現がされる場合が多い）は、児童相談所が当該児童や家族に関わる端緒であり、事実が形成されるプロセスを明らかにすることで、少年の持つ心理社会的あるいは発達上の課題や、家族を含めた環境との機能不全を理解することにつながる」と言われており、児童相談所の行う対人援助を開始するための事実確認とは、症状形成を明らかにすることで、当該児童をアセスメントし、今後の支援を考えていくものである。

したがって、児童相談所と同様に、対人援助を行う児童養護施設においても、児童間性的暴力事案が発生した際には、当該児童の支援を考えていくためにも、正確な事実確認を行うことが必要である。具体的には、事案発生直後には被害児童・加害児童それぞれについて事実確認が必要である。さらに、事案発生直後とは別に、24時間以内に再度、被害児童・加害児童それぞれに、これまでの性的暴力の実態についても確認を行う必要がある。

### 第3節 研究目的

高橋重宏ら（2005）が行った全国550か所の児童養護施設への調査によると、児童間暴力への対応に苦慮した経験のある職員は約8割であり、対応マニュアルの必要性を感じている職員は8割を超えている。特に、性的暴力に関するマニュアルを必要としている割合が高く、全国の児童養護施設において、児童間性的暴力への対応が困難であることが見て取れる。

性的暴力事案の場合、「被害児童の告白や証言以外に客観的証拠性のある事実が乏しいため、被害児童自身から被害の事実を聞かねばならないが、虐待者からの口止めや脅し、大切な家族が自分のことを今まで通りには愛してくれなくなることを恐れ、被害を告白することに躊躇や拒否が強くみられることが多い」（八木・岡本，2012）と言われている。このように、児童から事実を確認する

ことは難しく、事実確認が不十分なため適切な支援ができずに被害児童と加害児童を措置変更等により分離することで、事案解決とみなされる傾向にある。

また、面接者による当初の事実確認が不十分であった場合、2度目以降の面接の同じ質問によって、被害児童は繰り返し同じ話をする事となる。つまり、被害児童は、性的暴力の被害を再認識することとなり、その際、「再び精神的苦痛を受ける」、「身体的不調を訴える」といった2次被害を受ける可能性もある。

山田（2009）によると、「子どもは大人から同じ質問を繰り返し聞かれると、『自分の答えは間違っているのかもしれない』と考えて、前と異なる話をしてみたり、『同じことを聞かれるということは、信じてもらえてないのかな』と感じ、『信じてもらおう』として不要な脚色をしてみたり、被暗示性が高いために人に言われたことがあたかも自分に起こったことかのように混同したりしがちである」と言われているように、質問が誘導的にならないよう注意する必要がある。信頼性の高い証言を得るためには、事案発生直後に行われる初回の面接で事実を把握することが重要であり、その方法、内容について整理する必要がある。

性的暴力の被害者に対して行われる事実確認の方法として司法面接がある。司法面接とは、虐待を受けた子ども等の2次被害を防ぐため1度の面接で「事実」を聞き取ることが目的とする方法論であり、誘導的にならずに子どもの証言が法的な証拠となるよう、ビデオ録画等を行い正確に記録できる面接方法である。司法面接においては、「面接者からは極力情報を出さずに、子どもの話を聞く」「コメントをしない」「クローズド質問をしない」「安易な応答をしたり、子どもの答えを言い換えたりしない」「表情、態度を中立（ニュートラル）に保つ」といった注意点が挙げられている。

一般的に低年齢の児童は、「被暗示性」や「迎合性」が高いため、面接者の言葉1つに誘導される可能性が高い。したがって、司法面接では、面接者から情報を与えるのではなく、児童が自由に自発的に話せるように促すことを重要視している。また、面接者によるコメントは極力控え、オープンクエスションを行うなどの配慮がされている。

面接者が共感的な面接を行った場合、親身な面接者に対して、性的暴力の話をする事に強いストレスを感じ、告白することに対する「ためらい」や「拒否」も見られる。感情に焦点化し、児童への共感が重視されるカウンセリングとは異なり、事実確認面接は、事案の事実を正確に捉えることを目的とする。したがって、面接者は共感的で感情を表出するのではなく、中立的な表情、態度で面接を行うことが必要である。

このように面接者が注意すべき点が述べられているが、具体的な方法や内容に関する先行研究は少ない。また面接時の注意点について認知していたとしても実際に面接を行うことが困難な場合や、過度に慎重になり面接をするまでに時間がかかる場合も考えられる。原田（2010）は、その著書の中で、「密室性が高く、目撃証言も乏しく、多大なダメージを与える性的虐待には被害者の心身



状態に配慮し、ダメージを最小限にした特別な被害確認面接の技法での確認が必要となります。そのためには綿密なガイドラインを策定し、一刻も早く被害確認面接の導入は不可欠です」という児童養護施設職員の意見を紹介しているように、児童間性的暴力事案の事実確認に対して困難さを感じている職員が少なくないことがうかがえる。

児童養護施設において児童間性的暴力事案が発生した際に、「事実確認に関するガイドライン」があれば、経験に頼ることなく、発見した職員が直後から適切な事実確認を行うことが可能であり、また具体的な対応を記入しておくことで、発見した職員は客観的な視点でガイドライン通りに対応することができる。ガイドラインの存在が職員の心理的余裕を生み、当該児童を適切な支援につなげることができると思われる。したがって、「事実確認に関するガイドライン」は必要不可欠であり、社会的意義がある。そこで、本論文では児童養護施設で活用できる「事実確認に関するガイドライン」のたたき台を作成することを目的とする。

本ガイドラインは、被害児童・加害児童それぞれに対して、事案発生直後に聞き取る項目と24時間以内に聞き取る項目に分け、事案発生直後には「今、何があったのか。性的暴力かどうか」を中心に聞き、24時間以内には「性的暴力の深刻度（頻度、回数）や広がり（他児への性的暴力、性的暴力の連鎖）」について聞き取れるものとした。

## 第2章 児童間性的暴力の定義

児童間性的暴力については法的な定義はなく、本論文で捉える児童間性的暴力については関連する法文を整理する。刑法では第176条（強制わいせつ）、第177条（強姦）、第178条（準強制わいせつ及び準強姦）について定められている。

第176条「13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする」（強制わいせつ）、第177条「暴行又は脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、3年以上の有期懲役に処する。13歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする」（強姦）、第178条「人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第176条の例による。2女子の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、姦淫した者は、前条の例による」（準強制わいせつ及び準強姦）

児童虐待防止法第2条の2では性的虐待について定められており、これは保護者から児童への性的暴力と捉えることができる。

「この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。」と「児童虐待の定義」について定められている。

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」

児童福祉法第33条10の2では、被措置児童等への性的虐待について定められており、これは施設職員から児童への性的暴力と捉えることができる。

「この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定医療機関の管理者その他の従業者、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護を加え、若しくは加えることを委託された児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 1 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 4 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」

このように、刑法では第3者、児童虐待防止法では保護者、児童福祉法では施設職員を性的暴力の行為者として定義しているが、児童間性的暴力については法的な枠組みだけでは定義することができない。刑法にある「暴行または脅迫を用いる」、又は「心神喪失もしくは抗拒不能にさせて」という要件を満たさない性的暴力が、児童養護施設では多くある。例えば、年長児から年少児に対して、自分のベットに入らせ、暴行、脅迫を用いずに性交をするということもある。このような行為に対して『それほど嫌だとは思わなかった』と言う被害児童もおり、なぜならば、少なくとも性的行為中には、身体的暴力を振るわれることはなく、加害児童も優しくなるからだ（田嶋，2011）という意見もある。

また、木全（2010）は、「〈性〉というのは人間個人において人権の中の特にプライバシーにかかわるとっておきのものである。だから、いつ、だれと、どこで、どのような性的なかかわりあいを個人がもつかということは、自己選択、自己決定に任されている。誰にとっても望まない性的な関係や交渉は、暴力である。本来自由である〈性〉を、強制、支配という暴力で侵害するのが性的虐待である。暴力の中で特に性的暴力は被害者に大きなトラウマを与えるのは、かけがえのない私的な自由を侵害されたからである。“いじめ”では、人前で自慰をさせたり、トイレで性器を傷つけたりと、もっとも精神的なダメージを受ける手段が選ばれる」と述べており、本人が望まない形での性的なかかわりあいには、いくら同意があったとしても、性的暴力である。なぜならば、加害者側が優位な力関係の立場を利用して同意を得る可能性があるからである。例えば、

これまで慕っていた兄のような存在に、性交渉を強いられ、これまでの関係を壊すことを恐れ、同意をしてしまう事もある。

本論文では、性交、肛門性交、口腔性交、性器を含む身体のアフター、性器を舐める、キスの強要等の直接的な行為や自慰行為の強要、裸になることの強要、ポルノ雑誌や自らの行為を見せる、不快な思いをさせる性的な発言、ベッドに侵入し一緒に寝ること等の間接的な行為といった性的な行為が力の強い者から弱い者への望まない形で行われるものを性的暴力としてとらえる。望まない形とは、完全な同意がある行為以外であり、直接的な暴力や脅迫を用いないが、何らかの圧力によって同意をした場合は望まない形での性的な行為と考えられ、性的暴力であると捉える（表1参照）。

つまり、性的暴力とは、力の強い者から弱い者へ望まない形で行われる性を使った暴力であり、「心とからだを深く傷つける」（森田，1999）直接的行為または間接的行為であると考えられる。児童養護施設では、SEX ごっこなどのごっこ遊びや両者同意の上で行われるSEXなども起こると考えられるが、本論文では性的暴力には含まないとする。

表1 性的暴力の定義

力の強い者から弱い者へ望まない形で行われる性を使った暴力	直接的行為（性交、肛門性交、口腔性交、性器を含む身体のアフター、性器を舐める、キスの強要等）
	間接的行為（自慰行為の強要、裸になることの強要、ポルノ雑誌や自らの行為を見せる、不快な思いをさせる性的な発言、ベッドに侵入し一緒に寝ること等）

出典：筆者作成

### 第3章 研究方法

#### 第1節 データの収集方法

過去に児童間性的暴力が発生した児童養護施設で被害児童・加害児童に面接を行った経験のある職員に、インタビューガイド（表2参照）に沿って1時間半～2時間程度の半構造化インタビューを行った。インタビュー調査は、2015年6月10日、C県D児童養護施設の保育士（勤続26年）に対して行った。また、2014年1月28日にゼミ担当教員の研究協力として実施したE県F児童養護施設の保育士（勤続12年）へのインタビュー調査で得られたデータも参考にした。

表2 インタビューガイド

暴力事案の態様	これまでに、どのような児童間暴力があったのか
	性的な暴力事案はあったか
	いつ
	どこで
	誰から誰に
	どのような暴力だったのか
	事案の端緒(どのように発覚したのか)
	どんな対応をしたのか
子どもについて	何歳か
	知的能力、運動能力
	発達に問題があったのか
	普段の生活の様子
事実確認について	事実確認はどのようにしたのか
	いつしたのか
	だれがしたのか
	どこでしたのか
面接について	子どもとの面接時に、どんなことを聞いたのか
	なぜそれを聞く(いた)のか？(それを聞くことの意味)
	児童養護施設の職員として聞きにくい質問はあるのか
	どんなものか
	その時の子どもの様子は
	職員の気持ち、思いはどのようだったか
	職員として心がけたことは
次の対応、支援	事実確認の後、(被害・加害児童)どのような対応をしたのか
	その対応を取った意味は
	そうすることになった決め手は何か？
	次の支援へはどのようにつなげるのか
児相との連携	児相との連携はとれたのか
	連携を取る際に、必要な情報はどんなものか
	どのような情報を共有するのか

出典：筆者作成

質問項目については、筆者が卒業論文執筆の際に行ったインタビュー調査や遠藤（2012）の「児童養護施設における集団的逸脱行動に対応する実践モデル開発に関する研究」の研究助手として同行した児童養護施設や児童自立支援施設へのインタビュー調査を参考に、大項目として【暴力事案の態様】【子どもについて】【事実確認について】【面接について】【次の対応、支援】【児相との連携】の6つを設定した。この6つの大項目についてそれぞれ以下のような小項目を設定した。【暴力事案の態様】では、「これまでに、どのような児童間暴力があったのか」「性的な暴力事案はあったのか」「いつ」「どこで」「誰から誰に」「どのような暴力だったのか」「事案の端緒（どのように発覚したのか）」「どんな対応をしたのか」、【子どもについて】では、「何歳か」「知的能力、運動能力」「発達に問題があったのか」「普段の生活の様子」、【事実確認について】では、「事実確認はどのようにしたのか」「いつしたのか」「だれがしたのか」「どこでしたのか」、【面接について】では「子どもとの面接時に、どんなことを聞いたのか」「なぜそれを聞く（いた）のか（それを聞くことの意味）」「児童養護施設の職員として聞きにくい質問はあるのか」「どんなものか」「その時の子どもの様子は」「職員の気持ち、思いはどのようだったのか」「職員として心がけたことは」、【次の対応、支援】では、「事実確認の後、（被害・加害児童）どのような対応をしたのか」「その対応をとった意味は」「そうすることになった決め手は何か」「次の支援へはどのようにつなげるのか」、【児相との連携】では、「児相との連携は取れたのか」「連携を取る際に、必要な情報はどんなものか」「どのような情報を共有するのか」といった小項目を専門分野の教員にアドバイスを受けながら設定した。

本調査は、半構造化インタビューのため上記のインタビューガイドに沿って、インタビューを進めたが、詳細については調査対象者の反応を見ながら質問を変更するなど臨機応変に対応した。

## 第2節 分析方法

インタビューはICレコーダーで録音し、逐語録化した後に、事実確認に関する場面や内容を抽出し、KJ法の手法を用いて分析した。KJ法とは、人類学者・民族地理学者の川喜田二郎氏が考案した技法で、ある事柄について、キーワードを抽出し、グループごとにまとめることにより、グループ間の関連を明らかにすることで、その全体像を構造的に表し、新たな発想を生み出すものである。本研究では個別事例から事実確認の要素を抽出し、ガイドラインとして体系化するため、KJ法による分析が最適であると考えた。分析については、主に筆者が一人で行い、専門分野の教員にアドバイスを受けながら以下の手順で行った。

### 1. ラベルの作成

逐語録から事実確認に関する記述を段落ごとに抜き出し、内容を表す言葉をつけ、ラベルとした。

## 2. グループ化

ラベルの記述に意味・内容の類似するものを集め、グループとした。そして、集まったグループごとに内容を表現するタイトルを付けた。このグループ化を繰り返し、最終的に4つのカテゴリーに分類された。

## 3. 関連図の作成

ラベル一覧とカテゴリー間の関係を示すために、関係記号と補足説明を付けて、関連図を作成した。

### 第3節 倫理的配慮

本研究は関西福祉科学大学研究倫理委員会の承認を得て実施した（承認番号14-23）。

インタビュー対象者に対しては、研究の目的、調査方法、倫理的配慮、調査対象者の権利、録音データ等消去の申し出、お問い合わせ先について文書と口頭で説明し、同意書に署名を求める形をとった。またインタビューは個室で行い、インタビュー対象者が自由に話しやすい雰囲気づくりに配慮した。

インタビュー対象者のプライバシー確保に関する対策については、調査により得たインタビュー対象者の個人情報には匿名化し、対象者からの依頼があった部分に関しては録音データから削除するなどして、プライバシーの保護を行った。

また得られたデータは研究目的以外には使用せず、その旨を記載した文書で事前に説明し、同意を得た上で、インタビューを行った。インタビュー実施時にも再度説明し、同意書を徴収した。

さらに、インタビュー対象者が関わった児童や関係者についても同様に個人情報は匿名化し、依頼があった部分に関しては録音データから削除するなどして、プライバシーを保護する対策をとった。

研究結果の告知については、インタビュー対象者に対して、「事実確認に関するガイドライン」のたたき台が完成した際に、1度報告し、意見聴取、たたき台に意見を反映させた後に完成版を送付する。

インタビュー対象者に不利益が生じた場合の措置については、インタビュー中に対象者が精神的不安定さが生じた場合、インタビュー調査は中止とすることとした。

### 第4章 結果

2か所の児童養護施設職員1人ずつにインタビューを行い、逐語録から事実確認に関するものにラベルをつけ、そのラベルを分類・整理した結果、最終ラベルは計45個で、4つのカテゴリーに分類された。以下はカテゴリーを【 】で示し、サブカテゴリーを〔 〕、ラベルを「 」で示す（表3参照）。

#### 【児童養護施設職員による事実確認の内容】

このカテゴリーでは、〔具体的な性暴力〕〔4W1Hを聞き取る〕〔加害児童の

過去の被害体験〕〔性的暴力の広がり〕の4つのサブカテゴリーが見られた。

〔具体的な性的暴力〕では、「職員室にて聞き取りを行い、被害児童は『ベッドに入って、股間を舐めろと言われて舐めた』と被害を告白した」「遊びの中で性器を舐める状況になる」「性器を舐めるなどの行為にまで進んでいた」「始まりは遊びからではあるが、中学生が小学生同士のキスを強要をする」の4つのラベルがあり、ここでは、具体的な性的暴力の程度を聞き取っていることが見て取れた。

〔4W1Hを聞き取る〕では、「威圧感の中で過ごしてきた小1男児が6年になった時に、4年生女児の下半身を触ったことが発覚」「学習時間以外で使わないトイレを使っているところを女性職員が発見し、加害児童と中3男児が小学生女児に性的いたずらをしたことが発覚」「おんぶしているときに、下半身を触る」「加害児童1回目は中3男児と小学生女児に性的いたずら」「加害児童2回目は同学年男児に性的いたずら」の5つのラベルが見られ、「いつ、どこで、誰が、何を、どのように」したのかという4W1Hを聞く必要があることがわかる。

〔加害児童の過去の被害体験〕では、「加害児童自身の被害体験は確認できていないが、担当職員は『何かあったのではないか』と思っている」「過去の性的暴力に対して職員が助けてくれなかったこと、自分の居場所がないと感じていたこと等の思いを暴力や暴言で表出する」の2つのラベルが見られ、加害児童も過去には被害を受けていた可能性が高いことがわかる。

〔性的暴力の広がり〕では、「加害児童と被害児童の性的接触については、他児は「わからない」と言うが、『昔こうやってお兄ちゃんにおちんちん触られた』等の声はあった」「当時、当該児童だけでなく他児にも聞き取りを行ったところ、性器を触る等は遊びの中で行われていることがわかった」「被害児童からの訴えがあり、調べると複数の被害児童が出てくる」「性的暴力を受けていた女児が複数いた」の4つのラベルが見られた。ここでは、当該児童以外にも、他の被害児童、加害児童が複数存在する可能性があることが見受けられた。

#### 【児童養護施設職員による事実確認の方法】

このカテゴリーでは〔被害児童から事実を確認してから加害児童に面接する〕〔加害児童面接までの時間稼ぎ〕の2つのサブカテゴリーが見られた。

〔被害児童から事実を確認してから加害児童に面接する〕では「面接者が事実を把握していることを伝えた方が、加害児童は話しやすい状況になる」「加害児童に対して「何か言うことない？」というような話の切り出し方では、否認して何も話さない」「聞き取りに対しては、ごまかすことが多く、中3男児から聞き取ったことを突きつけないと事実を話さなかった」「加害児童は黙り込むが、女児からのクレームを伝えると、『遊んでたら、たまたま触れた』と話しだす」「『被害児童からの訴えがある』と伝えると、否定はするが反応を示す」の5つのラベルが見られた。ここでは、被害児童から確認した事実を前提に、加害児童への面接を行うことで、事実を告白せざるを得ない状況となり、加害児童自身も否認することが難しくなるという内容が見られた。



〔加害児童面接までの時間稼ぎ〕では「部屋に張り紙をして『明日面接をするよ』というメッセージを伝える」「事実に向き合わせようという思いから、紙を使った」「事実の重さから逃がさないが考えさせる時間は与える」「認めた事実を忘れさせず、意識させるために紙を使う方法は有効である」の4つのラベルが見られた。ここでは加害児童面接以前に、被害児童面接を行い、その間、加害児童には「時間稼ぎ」をすることで、事実について意識させるといった内容が見受けられた。

#### 【児童養護施設職員が事実確認を行う際の態度・姿勢】

このカテゴリーでは〔感情的なアプローチでは事実確認できない〕〔事実と向き合うことから始まる支援〕の2つのサブカテゴリーが見られた。

〔感情的なアプローチでは事実確認できない〕では、「感情でぶつかってしまうと、意地を張り、事実を認めることができない」「聞き取り直後、性的暴力を起こしてしまったことが悲しいことだとわからせるために、泣いて叱りつけた」「相手を傷つけたこと、事実については一生背負っていかなければならないこと等を何度も話をした」「職員の指導に対して加害児童は初めは泣き、嘘がばれたことに気まずさを感じていた」の4つのラベルが見られた。ここでは、職員が泣きながら叱ると、加害児童も泣き、事実確認ができない場合や、職員が感情的になることで、加害児童も黙秘することに固執するといった内容が見られた。

〔事実と向き合うことから始まる支援〕では、「加害児童が何度も性的問題行動を起こしているため、職員はここで止めるために話をして、事実に向き合わせようとした」「加害児童を事実と向き合わせ、逃げさせないが、職員としても最後まで付き合うという姿勢で面接に挑む」「紙に約束事を書かせて、確認できるようにした」「事実を口頭で認めないと次のステップには進めないという思い」「解決はできなくても、事実と向き合うきっかけは作ろうという思い」の5つのラベルがあり、ここでは、否認・黙秘を続ける加害児童に対して、職員は諦めず、加害児童が事実と向き合えるように、寄り添っているという内容が見られた。

#### 【事実確認を困難にする要因】

このカテゴリーでは、〔黙秘・否認を続ける加害児童〕〔職員に見放されないための嘘〕の2つのサブカテゴリーが見られた。

〔黙秘・否認を続ける加害児童〕では、「加害児童は話さないことに意地になり、何時間もかけて1言はなすレベル」「加害児童は相手は幼児であるため、強めに否定し、黙り込む」「加害児童との面接に被害児童も交えて、事実確認を行うも、黙り込む」「自分の非を認められない児童」「事実を小出しにしていた」「これまでの万引き等が発覚した時とは違い、必死に隠そうとした」「悪いことをしたという認識は持っていた」「『何もしてない』と言い、事実を告白しなかった」「職員にとって、加害児童が頑なに事実を認めないことが衝撃的だった」の9つのラベルが見られた。ここでは加害児童が事実を認めることができず、

黙秘や否認を続ける状態が考えられる。

〔職員に見放されないための嘘〕では、「事実を言うと見放される、こんな人間と思われると思ったため、嘘をついた」「担当職員だからこそ、事実を告白できなかった可能性もある」「解離してるような状態になり、嘘と事実の区別がつかなくなっていた」の3つのラベルが見られた。ここでは加害児童が見捨てられることを恐れて、日頃から仲が良い職員だからこそ、事実を告白することができずに虚言する可能性が高く、虚言によって、その場をやり過ぎそうとし、嘘に嘘を重ねることで、情報が混濁し、虚言と事実の区別がつかなくなるという内容が見られた。

【児童養護施設職員による事実確認の内容】については、「いつ、どこで、誰が、何を、どのように」の4W1Hに焦点を当てた面接を行うことが必要であり、「性的暴力の有無」を確認することが最も重要であることがわかる。性器の挿入の有無、射精の有無は、男女間の性的暴力の場合は、妊娠の可能性があり、男児間の場合でも、性感染症や血液感染症の恐れがあるためである。

また児童養護施設では性的暴力が連鎖している場合も考えられるため、4W1Hに加え、他の被害・加害児童の存在といった性的暴力の広がりや過去の被害・加害についても確認する必要がある。これらのことを踏まえ、「事実確認ガイド」の試案を作成し、児童養護施設職員とのロールプレイで使用した。そこで得られた意見を参考に、「事実確認ガイド」のたたき台を作成した。

表3 KJ法によるラベルの整理結果

カテゴリー	サブカテゴリー	ラベル
児童養護施設職員による事実確認の内容	4W1Hを聞き取る	威圧感の中で過ごしてきた小1男児が6年になった時に、4年生女児の下半身を触ったことが発覚
		学習時間以外で使わないトイレを使っているところを女性職員が発見し、加害児童と中3男児が小学生女児に性的いたずらをしたことが発覚
		おんぶしているときに、下半身を触る
		加害児童1回目は中3男児と小学生女児に性的いたずら
		加害児童2回目は同学年男児に性的いたずら
	具体的な性的暴力	職員室にて聞き取りを行い、被害児童は「ベッドに入って、股間を舐めろと言われて舐めた」と被害を告げた。
		遊びの中で性器を舐める状況になる
		性器を舐めるなどの行為にまで進んでいた
	加害児童自身の被害体験	始まりは遊びからではあるが、中学生が小学生同士のキスを強要をする
	性的暴力の広がり	加害児童自身の被害体験は確認できていないが、担当職員は「何かあったのではないか」と思っている。
		過去の性的暴力に対して職員が助けてくれなかったこと、自分の居場所がないと感じていたこと等の思いを暴力や暴言で表出する
		加害児童と被害児童の性的接触については、他児は「わからない」と言うが、「昔こうやってお兄ちゃんにおちんちん触られた」等の声はあった。
		当時、当該児童だけでなく他児にも聞き取りを行ったところ、性器を触る等は遊びの中で行われていることがわかった
		被害児童からの訴えがあり、調べると複数の被害児童が出てくる
児童養護施設職員による事実確認の方法	被害児童から事実を確認してから加害児童に面接する	性的暴力を受けていた女児が複数いた
		面接者が事実を把握していることを伝えた方が、加害児童は話しやすい状況になる
		加害児童に対して「何か言うことない？」というような話の切り出し方では、否認して何も話さない。
		聞き取りに対しては、ごまかすことが多く、中3男児から聞き取ったことを突きつけないと事実を話さなかった
	加害児童面接までの時間稼ぎ	加害児童は黙り込むが、女児からのクレームを伝えると、「遊んでたら、たまたま触れた」と話した。
		「被害児童からの訴えがある」と伝えると、否定はするが反応を示す。
		部屋に張り紙をして「明日面接をするよ」というメッセージを伝える
		事実を意識させるために紙を使う方法は有効である
	事実の重さから逃がさないが考えさせる時間は与える	
	事実に向き合わせようという思いから、紙を使った	

児童養護施設職員が事実確認を行う際の態度・姿勢	感情的なアプローチでは事実確認できない	感情でぶつかってしまうと、意地を張り、事実を認めることができない 聞き取り直後、性的暴力を起してしまったことが悲しいことだとわからせるために、泣いて叱りつけた。 相手を傷つけたこと、事実については一生背負っていかなければならないこと等を何度も話をした 職員の指導に対して加害児童は初めは泣き、嘘がばれたことに気まずさを感じていた。
	事実と向き合うことから始まる支援	加害児童が何度も性的問題行動を起しているため、職員はここで止めるために話をし、事実に向き合わせようとした。 加害児童を事実と向き合わせ、逃げさせないが、職員としても最後まで付き合うという姿勢で面接に挑む 紙に約束事を書かせて、確認できるようにした 事実を口頭で認めないと次のステップには進めないという思い 解決はできなくても、事実と向き合うきっかけは作ろうという思い
事実確認を困難にする要因	黙秘・否認を続ける加害児童	加害児童は話さないことに意地になり、何時間もかけて1言はなすレベル 加害児童は相手は幼児であるため、強めに否定し、黙り込む。 加害児童との面接に被害児童も交えて、事実確認を行うも、黙り込む 自分の非を認められない児童 加害児童は事実を小出しにしていた これまでの万引き等が発覚した時とは、違い必死に隠そうとした 悪いことをしたという認識は持っていた 加害児童は「何もしてない」と言い、事実を告白しなかった。 職員にとって、加害児童が頑なに事実を認めないことが衝撃的だった
	職員に見放されないための嘘	事実を言うと見放される、こんな人間と思われると思ったため、嘘をついた 解離しているような状態になり、嘘と事実の区別がつかなくなっていた 担当職員だからこそ、事実を告白できなかった可能性もある。

出典：筆者作成

## 第5章 考察

児童養護施設における児童間性的暴力事案に対する事実確認について、KJ法による分析の結果、【児童養護施設職員による事実確認の内容】【児童養護施設職員による事実確認の方法】【児童養護施設職員が事実確認を行う際の態度・姿勢】【事実確認を困難にする要因】といった4つのカテゴリーに分類できた。

まず【児童養護施設職員による事実確認の内容】については、「いつ、どこで、誰が、何を、どのように」の4W1Hを中心に、「挿入、射精の有無」といった具体的な性的暴力の有無を聞き取る必要があることがわかった。したがって、事実確認ガイドでは、「いつ、どこで、誰が、何を、どのように」の4W1H、インタビューや先行研究より考えられる具体的な性的暴力を中心とした項目を挙げ、性的暴力の広がりや過去の被害体験についても聞き取れるものとした。

事案発生直後の被害児童に対する事実確認ガイド（HF-1）、事案発生直後の加害児童に対する事実確認ガイド（KF-1）は、基本的には同様の項目を聞く形となっている。4W1Hを基本とし、性的暴力の有無、具体的な性的暴力の内容、

接触性的暴力か非接触性的暴力かどうかを確認することを目的とする。つまり、それ以外は、聞き取らず、面接者による気づきは、所感の欄に自由記述するものとした。緊急受診が必要な場合は、現場の判断で対応する必要がある（表 4、表 5 参照）。

事案発生後 24 時間以内の被害児童に対する事実確認ガイド（HF - 2）では、性的暴力の回数や頻度といった深刻度に焦点を当て、これまでの性的暴力の被害の態様について聞き取るものである。事案発生後 24 時間以内の加害児童に対する事実確認ガイド（KF - 2）も基本的には、HF - 2 と同様の項目であるが、加害児童も過去には被害を受けている可能性もあるため、KF - 2<sup>+</sup>で、過去の被害についても聞き取る形をとっている。これは、加害児童を単に「悪者」扱いするのではなく、その背景を理解し、適切な支援につないでいくためである（表 6、表 7、表 8 参照）。

本ガイドは、児童養護施設において児童間性的暴力事案が発生した場面を想定して作成した。先行研究にもあるように当該児童が性的な部分を日常生活を共にしてきた職員に告白することに抵抗を感じる場合も多く、第三者が面接を行うことが望ましい。しかし、施設内で発生した事案については職員が本ガイドにある項目のみを聞き取り、最低限の事実確認を行うことが肝要である。最低限の事実が確認できれば、その後は児童相談所等の他機関と連携し、当該児童の支援を始めていくことが適切であると考えられる。

児童間性的暴力事案が発生した際に、施設内だけで解決をしようとする、表面上は解決したように思われたとしても、実際は性的暴力が潜在化し、より被害 - 加害の連鎖が深刻化することも考えられる。したがって、他機関連携を念頭に置いて、児童養護施設職員はまず初期的な事実確認のみを正確に行うことが当該児童への支援を考えるうえで最も重要となる。本ガイドはその事実確認を行う上での補助ツールの 1 つである。

表 4 事実確認ガイド (HF-1)

**HF-1 児童間性的暴力事案 事実確認ガイド  
フェーズ1(事案発生直後)**

<b>被害児童</b>		記入者名	
記入年月日	/ /	児童氏名	性別 学年年齢
発生日時(時間帯)	/ / ( )		
場所	加害児童の居室	被害児童の居室	その他( )
加害児童	氏名	性別	学年年齢

**性的暴力の態様**

非接触性的暴力	性行為を見せる	自慰行為の強要	裸になることの強要	その他( )
接触性的暴力	キスの強要	身体の変撫・舐める( )		その他( )
	手指・異物の挿入	無 / 有	場所	膣 / 肛門 / 口
	性器の挿入	無 / 有	場所	膣 / 肛門 / 口
	射精	無 / 有	場所	膣内 / 肛門 / 口内 / 体外 / その他
緊急受診の要否 (養護課長に連絡)	必要	不要	※ 養護課長に確認	

他の加害児童の有無	無 / 有	人数	名		
		氏名			
主導の加害児童	氏名	性別	学年年齢		

他の被害児童の有無	無 / 有	人数	名		
		氏名			

所感					
----	--	--	--	--	--

表 5 事実確認ガイド (KF-1)

**KF-1 児童間性的暴力事案 事実確認ガイド  
フェーズ1(事案発生直後)**

<b>加害児童</b>				記入者名	
記入年月日	/ /	児童氏名		性別	学年年齢
発生日時(時間帯)	/ /	( )			
場所	加害児童の居室	被害児童の居室	その他( )		
加害児童	氏名		性別		学年年齢

**性的暴力の態様**

非接触性的暴力	性行為を見せる	自慰行為の強要	裸になることの強要	その他( )
接触性的暴力	キスの強要	身体的愛撫・舐める( )		その他( )
	手指・異物の挿入	無 / 有	場所	膣 / 肛門 / 口
	性器の挿入	無 / 有	場所	膣 / 肛門 / 口
	射精	無 / 有	場所	膣内 / 肛門 / 口内 / 体外 / その他
緊急受診の要否 (養護課長に連絡)	必要	不要	※ 養護課長に確認	

他の被害児童の有無	無 / 有	人数	名
		氏名	

他の被害児童の有無	無 / 有	人数	名	
		氏名		
主導の加害児童	氏名		性別	学年年齢

所感	
----	--

表 6 事実確認ガイド (HF-2)

HF-2

児童間性的暴力事案 事実確認ガイド  
フェーズ2(事案発生後24時間以内)

<b>被害児童</b>				記入者名			
記入年月日	/	/	児童氏名		性別		学年年齢
最初の被害はいつか？ 日付(時間帯)	/	/	( )				
これまでの被害回数	回						
被害の頻度	毎日	週	回	月	回	不定期	
場所	加害児童の居室	被害児童の居室	その他( )				

これまでの性的暴力の態様

非接触性的暴力	性行為を見せる	自慰行為の強要	裸になることの強要	その他( )
接触性的暴力	キスの強要	身体的愛撫・舐める( )		その他( )
	手指・異物の挿入	無 / 有	場所	膣 / 肛門 / 口
	性器の挿入	無 / 有	場所	膣 / 肛門 / 口
	射精	無 / 有	場所	膣内 / 肛門 / 口内 / 体外 / その他
どのように行為は始まるのか	暴力・脅迫を伴う誘い	暴力・脅迫は伴わないが断れない誘い	その他( )	
どのように行為は終わるのか	射精するまで	その他( )		
行為後に何かされたか	無	暴力	口止め・脅し	その他( )
どのように対処してきたか				
加害児童にどうしてほしいのか				

身体的暴力の有無 (内容)	無 / 有	内容	
心理的暴力の有無	無 / 有	内容	

所感	
----	--



表 7 事実確認ガイド (KF-2)

**KF-2 児童間性的暴力事案 事実確認ガイド  
フェーズ2(事案発生後24時間以内)**

<b>加害児童</b>				記入者名			
記入年月日	/ /	児童氏名		性別		学年年齢	
最初の被害はいつか？ 日付(時間帯)	/ /	( )					
これまでの被害回数	回						
加害の頻度	毎日	週	回	月	回	不定期	
場所	加害児童の居室	被害児童の居室	その他( )				

**これまでの性的暴力の態様**

非接触性的暴力	性行為を見せる	自慰行為の強要	裸になることの強要	その他( )				
接触性的暴力	キスの強要	身体的愛撫・舐める( )		その他( )				
	手指・異物の挿入	無 / 有	場所	膣	/	肛門	/	口
	性器の挿入	無 / 有	場所	膣	/	肛門	/	口
	射精	無 / 有	場所	膣内	/	肛門	/	口内 / 体外 / その他
どのように行為は始まるのか	暴力・脅迫を伴う誘い	暴力・脅迫は伴わないが断れない誘い	その他( )					
どのように行為は終わるのか	射精するまで	その他( )						
行為後に何かしたか	無	暴力	口止め・脅し	その他( )				

身体的暴力の有無 (内容)	無 / 有	内容	
心理的暴力の有無	無 / 有	内容	

家族からの被害の有無	無 / 有	親からの性的虐待	親同士の性交を見た	AV等を見せられた	その他( )
過去の被害体験	無 / 有	「有」の場合 ⇒ KF-2'へ			

所感	
----	--

表 8 事実確認ガイド (KF-2+)

**KF-2+ 児童間性的暴力事案 事実確認ガイド  
フェーズ2(事案発生後24時間以内)**

<b>過去の被害体験</b>										
過去の被害体験	無 / 有									
日時 何歳の時か	/ / ( )		歳ごろ							
場所	加害児童の居室	被害児童の居室	その他( )							
だれから	氏名						性別		学年 年齢	
非接触性的暴力	性行為を見せる	自慰行為の強要	裸になることの強要	その他( )						
接触性的暴力	キスの強要	身体的愛撫・舐める( )			その他( )					
	手指・異物の挿入	無 / 有	場所	膣 / 肛門 / 口						
	性器の挿入	無 / 有	場所	膣 / 肛門 / 口						
	射精	無 / 有	場所	膣内 / 肛門 / 口内 / 体外 / その他						
回数 / 頻度	回数	回			頻度					
どのように 対処してきたか										

身体的暴力の有無 (内容)	無 / 有	内容	
心理的暴力の有無	無 / 有	内容	

以上が、事実確認ガイドの概要であるが、インタビューを分析することにより、児童養護施設職員の事実確認の方法、態度・姿勢が加害児童の黙秘や否認、虚言に影響していることが見受けられた。つまり、面接者の態度・姿勢が加害児童の黙秘や否認を誘発していると考えられる。したがって、面接者が適切な事実確認を行うことで加害児童も事実を認めることができるのではないだろうか。

関連図（図 3 参照）にある矢印は、【事実確認を困難にする要因】に対して、【児童養護施設職員による事実確認の内容】を【児童養護施設職員による事実確認の方法】【児童養護施設職員が事実確認を行う際の態度・姿勢】で、聞き取れることを示しており、【事実確認を困難にする要因】から出ている矢印は事実の告白が可能かどうかを示している。

【児童養護施設職員による事実確認の方法】については、加害児童への面接お行う場合、まず被害児童から聞き取りを行い、正確な事実を確認することが必要となる。その間、加害児童に対しては面接までの時間稼ぎをする。そして、被害児童から確認した事実を前提に加害児童への面接を行うことで、加害児童は否認や虚言をすることが難しくなる。

例えば、加害児童に対して「どうしたの？」という質問をした場合、児童は返答を拒否したり「何もない」と否定しやすい。また、面接後に被害児童に対して口止めをすることで、「自分の行為が職員にはばれることはない」と考え、面接中には否認を続ける可能性もある。しかし、面接者は「何があったかは被害児童から聞いてるよ」と伝えてから質問することで加害児童は否認することが難しくなり、言い逃れをすることなく答えられると考える。

したがって、虚言や黙秘・否認を続ける加害児童に対して、事実確認をする際には、被害児童から正確な事実確認を行う等、客観的事実を把握し、その事実を前提に面接をすることが肝要である。また、被害児童による事実の告白について、加害児童からの報復を受ける恐れもあるが、被害児童は「絶対に守る」という職員の姿勢を示し、生活の場を分離するなどの対応も必要となる。

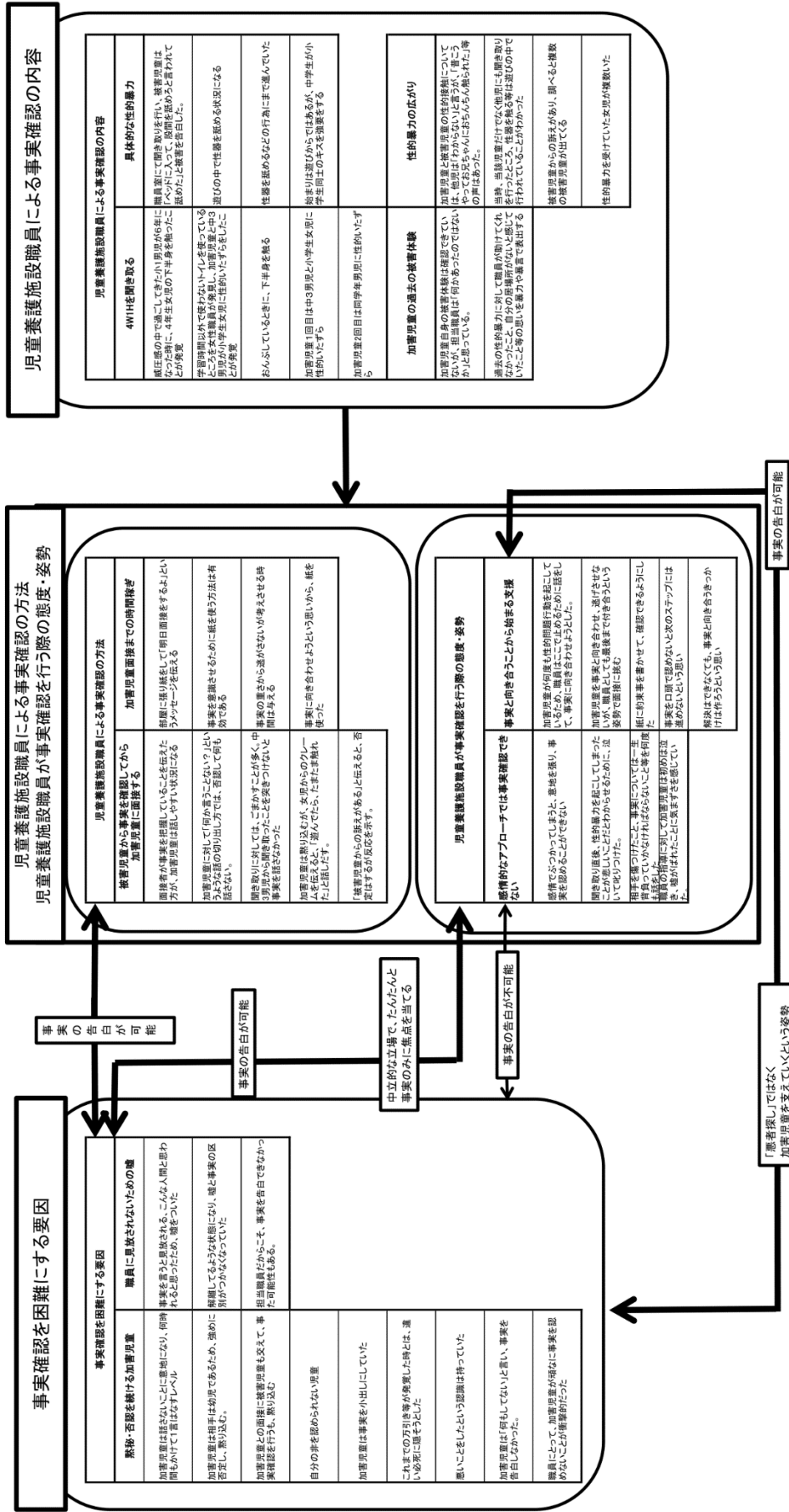
【児童養護施設職員が事実確認を行う際の態度・姿勢】については、関連図に示しているように、感情的なアプローチでは事実確認が不十分になり、否認や虚言を誘発する要因になる可能性が高い。したがって、事実のみに焦点を当て、中立的な立場でたんとしたアプローチが適切である。

バイスティックが、その著書の中でケースワークの原則として7つ挙げているように、「個別化」「意図的な感情の表出」「統制された情緒的関与」「受容」「非審判的態度」「クライアントの自己決定」「秘密保持」は、一般的な面接では重視される。しかし、児童間性的暴力の事実確認に関しては、「受容」や「意図的な感情の表出」が必要な場合もあるが、面接者や児童が感情を前面に出すことで、事実が不明確になり、児童の記憶が汚染されてしまう可能性が高いため、感情面のやり取りよりも、むしろ事実確認のみに焦点を当てるべきである。

また、児童養護施設職員による面接は加害児童に対して、「悪者探し」をするような面接や、誘導尋問をするのではなく、「事実と向き合う」ことを目的としているのである。加害児童を罰するのではなく、事実を告白すれば、「今後のことは一緒に考えていこう」という加害児童を支えていく姿勢で面接に臨むことが大切である。

以上が、KJ法により分析した結果の考察である。今回のインタビュー調査では、主に加害児童への事実確認に関する内容となったため、被害児童への事実確認については、後述するワークショップに参加し、児童養護施設職員による被害児童への事実確認面接を被害児童の視点から考察した。

図3 関連図



出典：筆者作成

現在、筆者は遠藤（2015）の「児童養護施設における『児童間性暴力対応プロトコル（多機関連携モデル）』策定に関する研究」に共同研究者として参加している。本研究は、児童間性的暴力に対応する手順を示した各施設独自の「児童間性暴力対応プロトコル」（多機関連携モデル）を策定するための具体的、実践的方法論を明示しようとするものであり、公益財団法人日工組社会安全財団の助成を受け、数か所の児童養護施設においてワークショップを実施している（図4参照）。

ワークショップでは、「深夜近くに巡回をしていた職員Aは、中学生男児の部屋から、下半身に下着を着けずに出てきた正也（小4男児：9歳）を発見した」という事案発覚直後の事例を用い、施設職員が直後から翌日までの対応のロールプレイを行う。

ロールプレイの中で、被害児童への事実確認については「何かあったの？」というアプローチでは、被害児童は「何もない」と虚言をし、その場をやり過ごそうとする場合が多いことが見えてきた。したがって、職員は「何かあったよね？」という事案発生を前提としたアプローチが効果的であると言える。そして、被害児童に面接をする際には、告白された事実については職員間で共有すること、加害児童にも伝えるが「あなたは絶対に守る」と説明することが重要であることがわかった。

また、職員も質問すべき内容について困惑する場合があるため、質問項目が明確化されている事実確認ガイドは必要性が高いと考えられる。

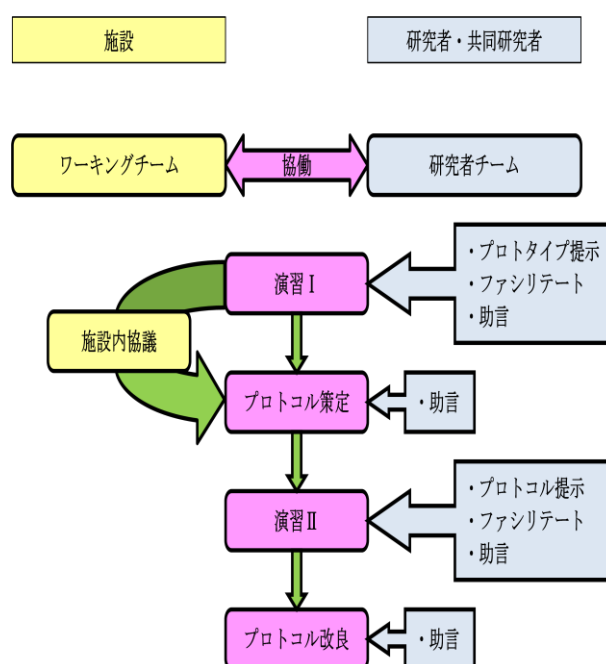


図4 遠藤洋二，2015.2，日本児童養護実践学会  
研究発表資料

## 第6章 今後の課題

本論文では「事実確認ガイド」のたたき台を作成した。本論文で作成した「事実確認ガイド」のたたき台は、児童養護施設職員が最低限聞く必要があるものをまとめた試作品の段階であり、児童相談所等の他機関と連携する際の一助になればと考えている。

最後に本ガイドの今後の課題を整理する。まず、児童の理解力に対する課題である。「挿入」や「射精」といった言葉を理解できない児童から「挿入の有無」

や「射精の有無」を聞き取ることは困難である。したがって、本ガイドの補助となるイラストの作成等の工夫が必要であると考えられるが、今回の研究では補助イラストの作成までは行えなかったため、今後の課題とする。

次に、本ガイドの妥当性についてである。本ガイドは個別事例を分析し、試行錯誤しながら作成したが、聞き取り項目の妥当性については検証できていない。したがって、今後、実践場面での使用を通して、内容を精査していく必要がある。

児童養護施設職員と協議を重ねながら、上記の課題に取り組み、より精密な「事実確認ガイド」として現場で活用できるものとしたい。

## 謝辞

本論文執筆にあたって、多くの方にご支援いただいた。関西福祉科学大学社会福祉学部社会福祉学科遠藤洋二教授、神戸市立若葉学園永田政之氏、児童養護施設愛隣園上江州肇氏、児童養護施設ならさ砂川忠寛氏、児童養護施設美さと児童園の皆様の経験に基づいた助言は、本ガイドのたたき台作成には必要不可欠である。

関西福祉科学大学社会福祉学部社会福祉学科津田耕一教授のきめ細やかな指導なしには論文執筆は一步も前に進まなかったであろう。

改めて、修士論文執筆にご支援いただいた皆様方に感謝を申し上げて、本論の締めとしたい。

## 参考・引用文献

- ・荒木信怡（1997）『非行事実の認定』，弘文堂
- ・飯田邦男（2010）「家裁の調査面接における『事実をとらえていく技術』」，『司法福祉学研究 第10巻』，日本司法福祉学会，p74-94
- ・飯田邦男（2012）『ケースで学ぶ 家事・少年事件の事実をとらえる技術』，民事法研究会
- ・Wedy Bourg ら（2003）『子どもの面接ガイドブック「虐待を聞く技術」』，日本評論社
- ・英国内務省・英国保健省（2007）『子どもの司法面接 ビデオ録画面接のためのガイドライン』，誠信書房
- ・遠藤洋二（2012）「重大触法事件対応における児童相談所の役割と実務上の課題」，『司法福祉学研究 第12巻』，日本司法福祉学会，p82-100
- ・遠藤洋二（2015）「児童養護施設から児童自立支援施設へ措置変更となった児童に関する実態調査～児童自立支援施設に対する全国調査の中間報告～」『非行問題 2015』，全国児童自立支援施設協議会，p117-133
- ・太田敬志ら（2005）『子どもたちと育みあうセクシュアリティ - 児童養護施設での性と生の支援実践 - 』，かもがわ出版
- ・越智啓太（2011）「司法面接と子どもに対する耐誘導トレーニング」『子どもの虐待とネグレクト 第13巻第3号』，日本子ども虐待防止学会，p326-330
- ・鎌田佳奈美・檜木野裕美（2006）「入院初期の被虐待児に対する看護師のケアの明確化」『日本小児看護学会誌 第15巻第2号』，一般社団法人日本小児看護学会，p1-7
- ・川喜田二郎（1967）『発想法』，中央公論社
- ・川喜田二郎（1970）『続・発想法』，中央公論社
- ・木全和己（2010）『児童福祉施設で生活する〈しょうがい〉のある子どもたちと〈性〉教育支援実践の課題』，福村出版
- ・クリスティーン・バーターら（2009）『児童の施設養護における仲間による暴力』，筒井書房
- ・酒井佐枝子ら（2009）「児童養護施設における暴力内容に関する調査研究-暴力の全体的傾向-」『心的トラウマ研究 第5巻』，（財）ひょうご震災記念21世紀研究機構兵庫県心のケアセンター，p19-27
- ・笹川宏樹ら（2011）「奈良県児童相談所における被害確認面接の実施上の困難点と課題」『子どもの虐待とネグレクト 第13巻第3号』，日本子ども虐待防止学会，p 347-351
- ・佐藤郁哉（2008）『質的データ分析法 原理・方法・実践』，新曜社
- ・篠原拓弥（2013）「児童養護施設における児童間性暴力の被害児童への支援～被害児童を加害児童に変えないための方策～」，関西福祉科学大学社会福祉学部社会福祉学科 卒業論文
- ・杉山登志郎（2008）「性的虐待のケアと介入に関する研究『児童養護施設にお

ける性的虐待マニュアル』の作成」『児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究』, 平成 18 年度 厚生労働科学研究費 (子ども家庭総合研究事業), p 381-419

・杉山登志郎・海野千畝子 (2009) 「児童養護施設における施設内性的被害加害の現状と課題」『子どもの虐待とネグレクト 第 11 巻第 2 号』, 日本子ども虐待防止学会, p 172-181

・田嶋誠一 (2011) 『児童福祉施設における暴力問題の理解と対応 - 続・現実介入しつつ心に関わる - 』, 金剛出版

・多田伝生ら「児童相談所における司法面接 (事実確認面接) の在り方と課題等について」『北海道児童相談所研究紀要 第 30 号』, 北海道児童相談所, p 1-36

・田中晶子 (2009) 「子どもへの事実確認面接-司法面接を使った 3 歳時への面接事例より: 量的分析の報告-」『四天王寺大学紀要 第 47 号』, 四天王寺大学, p 63-74

・田中晶子 (2011) 「心理学における子どもの証言研究」『子どもの虐待とネグレクト 第 13 巻第 3 号』, 日本子ども虐待防止学会, p 352-357

・仲真紀子 (2010) 「子どもによるポジティブ・ネガティブな気持ちの表現: 安全, 非安全な状況にかかわる感情語の使用」『発達心理学研究 第 21 巻第 4 号』, 日本発達心理学会, p365-374

・仲真紀子 (2011) 「司法面接の特徴と NICHD プロトコル」『北海道児童相談所研究紀要 第 31 号』, 北海道児童相談所, p 37-45

・仲真紀子 (2011) 「NICHD ガイドラインにもとづく司法面接研修の効果」『子どもの虐待とネグレクト 第 13 巻第 3 号』, 日本子ども虐待防止学会, p 316-325

・中山万里子 (2011) 「児童養護施設における子ども暴力」『白鷗大学教育学部論集 第 5 巻 1 号』, 白鷗大学教育学部, p 155-181

・F.P バイスティック (2006) 『ケースワークの原則 [新訳改訂版] - 援助関係を形成する技法』, 誠信書房

・原田旬哉 (2010) 「四 児童養護施設からの提言 1 性的虐待への法的対応を求めます」『季刊セクシュアリティ No. 48』, エイデル研究所, p 90-97

・菱川愛 (2011) 「子どもの調査面接の組み立て方」『子どもの虐待とネグレクト 第 13 巻第 3 号』, 日本子ども虐待防止学会, p 331-336

・菱川愛・鈴木浩之 (2007) 「神奈川県児童相談所における司法面接 (事実確認面接) 導入の取り組み」『子どもの虐待とネグレクト 第 9 巻第 1 号』, 日本子ども虐待防止学会, p 117-120

・藤井美江 (2011) 「法律家からみた司法面接」『子どもの虐待とネグレクト 第 13 巻第 3 号』, 日本子ども虐待防止学会, p 358-362

・藤岡淳子 (2006) 『性暴力の理解と治療教育』, 誠信書房

・藤川洋子・山内陽子 (2004) 「家庭裁判所の役割と課題-家裁調査官の行う面接を中心に-」『そだちの科学 第 2 巻』, 日本評論社, p 45-50

・増沢高 (2011) 『社会的養護児童のアセスメント』, 明石書房



- ・村松健司「児童養護施設における心理面接の状況と課題」『子どもの虐待とネグレクト 第15巻第3号』, 日本子ども虐待防止学会, p 328-335
- ・森田ゆり (1999)『子どもと暴力』, 岩波書店
- ・八木修司・岡本正子 (2012)『性的虐待を受けた子ども・性的問題行動を示す子どもへの支援』, 明石書店
- ・安日泰子 (2009)「産婦人科医から見た思春期の性」『思春期のこころと性 第509号』, ぎょうせい, p 175-186
- ・山田不二子 (2009)「子どもに対する性虐待の現状と初期対応」『日本医師会雑誌 第138巻第5号』, 日本医師会, p 900-904
- ・鎧塚理恵 (2010)「児童養護施設における性教育 - 生活支援の中から、子ども間の施設内性的事故(性加害被害)を考える - 」『季刊児童養護 第41巻2号』, 全国児童養護施設協議会, p 33-36
- ・渡邊直 (2011)「児童福祉現場での展開」『子どもの虐待とネグレクト 第13巻第3号』, 日本子ども虐待防止学会, p 337-346

## 巻末資料

平成 年 月 日

児童養護施設

〇〇 様

「児童養護施設における児童間暴力へのアプローチ - 『男児間性暴力事案事実確認に関する面接ガイド』の体系化 -」に関する研究調査説明書

### 研究目的

本研究は、児童養護施設内の男児間性暴力事案が発生した際、当該児童への支援を開始するためには、事実確認が重要であると考え、これまでに職員の方がされた事実確認の方法や内容についてインタビュー調査を行い分析し、可視化することにより『男児間性暴力事案事実確認に関する面接ガイド』として体系化することを目指しています。

### 調査方法

①ご協力いただく児童養護施設職員様には、1時間半～2時間程度のインタビューをさせていただきます。内容は「男児間性暴力事案の事実確認で実際に行われた対応について」伺います。

インタビューの際は、お答えいただいた内容を逐語録にするため、ICレコーダーで録音させていただきます。

②インタビューを分析し、当該ガイドのたたき台が完成した際には、フィードバックさせていただき、その際に意見をいただきたいと考えております。

### 倫理的配慮

取得したデータや個人情報は、研究目的以外には使用しません。個人名、施設名は匿名化し、研究発表をする際にも個人情報は守秘されます。依頼があれば録音データから該当部分は削除いたします。データの保管には万全を期し外部へ漏洩しません。この保管データは、研究が終了してから5年後までに破棄します。

### 調査対象者の権利について

本調査への協力は任意です。また、一度同意した後でも、いつでも同意を取り消すことができ、それによる不利益はありません。得られたデータはすぐに破棄し、それ以降の研究には一切使用いたしません。

### お問い合わせ先

本調査に関して、ご不明な点等ございましたら下記連絡先まで遠慮なくご連絡ください。

関西福祉科学大学大学院

社会福祉学研究科臨床福祉学専攻 博士前期課程1年

篠原拓弥

TEL : 080-3825-5017 E-mail 21460003@fuksi-kagk-u.ac.jp

## インタビュー調査協力に関する同意書

平成 年 月 日

関西福祉科学大学大学院  
社会福祉学研究科臨床福祉学専攻  
博士前期課程1年 篠原拓弥 殿

私は、「児童養護施設における児童間暴力へのアプローチ - 『男児間性暴力事案事実確認に関する面接ガイド』の体系化 -」に関する研究について、以下の事項について説明を受けました。理解した項目について、に✓を入れて示しました。

- 研究の目的
- 調査方法
- 倫理的配慮
- 調査対象者の権利について
- 録音データ等消去の申し出について
- お問い合わせ先について

これらの事項について確認したうえで、本研究に協力することに同意します。

平成 26 年 月 日

【施設名】 .....

【ご署名】 .....

## 同意撤回書

関西福祉科学大学大学院  
社会福祉学研究科臨床福祉学専攻  
博士前期課程1年 篠原拓弥 殿

私は、「児童養護施設における児童間暴力へのアプローチ - 『男児間性暴力事案事実確認に関する面接ガイド』の体系化 -」に関する研究に協力することに同意しましたが、その同意を取りやめます。

同意日           平成    年    月    日

撤回日           平成    年    月    日

[施設名] .....

[ご署名] .....